

介護職員等特定処遇改善加算額及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算額支給規定

特定処遇改善加算による昇給と対象者は、介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の対象者に基づき次のとおり決定し支給する。

この規定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

この規定はむべの里光栄に従事する職員に適用する。但し、適用の範囲については、令和3年3月31日以前に旧社会福祉法人光栄会に在籍していた者とする（本部職員を除く）。

(1) 対象者は介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の対象事業所の職員で、次のグループに分類される職員とする。

Aグループ：介護福祉士の資格を有し、法人における勤続年数が10年以上の介護職員（介護職員として兼務している他の職種も含む）を基本とし、法人の裁量で決定する。

Bグループ：Aグループを除く介護職員（介護職員として兼務している他の職種も含む）を基本とし、法人の裁量で決定する。

Cグループ：介護職員以外の職員を基本とし、法人の裁量で決定する。

昇給しないグループ：宿直を基本とし、法人の裁量で決定する。

上記以外のグループ：加算の対象外の事業所の職員又は、Cグループで令和元年度の年間の賃金が440万円以上の職員を基本とし、法人の裁量で決定する。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算による昇給（令和元年9月分給与と比較して）は次の通りとする。

- ・ Aグループ：常勤職員については、特定処遇手当として月額9,000円増額する。夜勤手当を夜勤1回あたり2,000円増額する。
- ・ Bグループ：常勤職員については、特定処遇手当として月額4,500円増額する。夜勤専従職員については日給を550円または600円増額する。パート職員については時給を50円増額する。夜勤手当を夜勤1回あたり2,000円増額する。
- ・ Cグループ：常勤職員については特定処遇手当として月額2,900円増額する。パート職員については時給を50円増額する。
- ・ 昇給しないグループ：介護職員等特定処遇改善加算及び法人独自の財源による昇給は無い。
- ・ 上記以外のグループ：Cグループと同様の昇給を法人独自の財源で実施する。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算による昇給（令和元年9月分給与と比較して）は次の通りとする。

- ・ Aグループ：常勤職員については、特定処遇手当として月額12,000円増額する。夜勤手当を夜勤1回あたり2,000円増額する。
- ・ Bグループ：常勤職員については、特定処遇手当として月額4,500円増額する。夜勤専従職員については日給を500円または575円または600円増額する。パート職員については時給を50円増額する。夜勤手当を夜勤1回あたり2,000円増額する。
- ・ Cグループ：常勤職員については、特定処遇手当として月額2,000円増額する。夜勤専従職員については日給を500円増額する。パート職員については時給を50円増額する。

- ・昇給しないグループ：福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び法人独自の財源による昇給は無い。
- ・上記以外のグループ：Cグループと同様の昇給を法人独自の財源で実施する。